

低濃度PCB特別管理産業廃棄物処理業務委託契約書

排出事業者 札幌市（以下「委託者」という。）と処理業者（以下「受託者」という。）は、委託者の事業場から排出するポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処分に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い適正に行うため、次の各項により産業廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義にしたがってこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

委託代金額

総額

円

(内消費税及び地方消費税の額

円)

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に定めるもののほか別冊の仕様書等に従い契約を履行しなければならない。

(委託内容等)

第2条 受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、無害化处理認定証（特別管理産業廃棄物処理業許可証）の写しを添付する。なお、認定（許可）を更新した場合、又は認定（許可）事項に変更があったときには、受託者は、速やかにその旨を委託者に通知するとともに、更新後又は変更後の認定（許可）証の写しを本書に添付する。

1 処分に関する事業範囲

〔産廃〕

発 行 元：

認 定 年 月 日： 年 月 日

事 業 範 囲： 別添認定証のとおり

認 定 の 条 件： 別添認定証のとおり

認 定 番 号： 年 第 号

2 PCB廃棄物の種類、数量

委託者が排出事業場に保管し、受託者に処分を委託するPCB廃棄物の種類、数、重量等は別途仕様書に基づくものとする。

3 委託者が、受託者に処分を委託するPCB廃棄物を受託者が処分する場所（以下「処理施設」という。）、方法及び処理能力は次のとおりとする。

事業場名	
所在地	
方法	
処理能力	

4 最終処分（再生を含む。）の場所、方法及び処理能力

委託者が、受託者に処分を委託したPCB廃棄物を受託者が中間処理後に最終処分（再生を含む。）する場所、方法及びその処理能力は別紙のとおりとする。

(搬入者)

第3条 PCB廃棄物の収集運搬は、委託者が別途契約する収集運搬業者が行うものとする。

(PCB廃棄物の金額及びその他適正処理に必要な情報の提供)

第4条 委託者が処分を委託するPCB廃棄物の適正な処理に必要な以下の情報を受託者に提供するものとし、提供した情報に変更が生じた場合は、当該PCB廃棄物の引渡しの前に、変更後の情報を受託者に提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、委託者と受託者とであらかじめ協議の上で定めることとする。

- (1) PCB廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (2) 通常の保管状況での腐食、揮発等PCB廃棄物の性状に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- (4) その他PCB廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

2 委託者は、上記の内容以外にも、受託者の求めに応じて、適正な処理に必要な情報を受託者に提供するものとする。

(義務と責任)

第5条 委託者は、処分を委託するPCB廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより、又混入した旨を受託者に通知せずに、受託者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、受託者は委託物の引き取りを拒否することができる。また、受託者から要求があった場合は、第2条各項によるもののみならず、処理を委託するPCB廃棄物の適正処理に必要な情報を速やかに受託者に通知しなければならない。

2 委託者は、処分を委託するPCB廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し交付する。また、マニフェストは正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、受託者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

3 受託者はやむを得ない事由があるときは、委託者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、受託者は委託者にその事由を説明し、かつ委託者における影響が最小限となるようにしなければならない。

(搬入日時の調整)

第6条 委託者は、処分を委託するPCB廃棄物を委託者及び受託者協議のうえ決めた日時に、受託者の処理施設に搬入するものとする。

2 受託者はPCB廃棄物の搬入日時を変更する必要があるときは、事前に委託者へ連絡したうえ委託者の同意を得て搬入日時を変更できるものとする。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、委託者が委託したPCB廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に、やむを得ない理由により他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、受託者は、法令等で定める再委託基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の12)に従い、あらかじめ委託者の書面による承諾を得て、業務を再委託することができる。

(権利・義務の譲渡等)

第8条 受託者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

(損害の賠償等)

第9条 受託者は、委託者が処分を委託するPCB廃棄物を受託者の事業場に搬入した時点から処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。

2 天災地変、風水災害、その他委託者及び受託者いずれにもその責を帰することができない事由等の不可抗力によって、損害を生じたとき、その損害は受託者の事業場に搬入した時点から処分完了までについては受託者の負担とし、それ以外については委託者の負担とする。

(マニフェスト)

第10条 委託者は、処分を委託するPCB廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載した後、A(排

出事業者保管)票を除いて収集運搬業者に交付する。

- 2 受託者は、委託者が処分を委託するPCB廃棄物の搬入の都度、収集運搬業者からmanifestの回付を受ける。
- 3 受託者は、委託者が処分を委託するPCB廃棄物を処分終了後、manifestに必要事項を記載し、D(処分終了)票を処分終了日から10日以内に委託者に送付し、C2(処分終了)票を収集運搬業者に送付するとともに、C1(処分業者保管)票を5年間保存する。
- 4 委託者は、受託者から送付されたD(処分終了)票を、A(排出事業者保管)票、B2(運搬終了)票及び最終処分終了後に提出を受けるE票とともに、5年間保存する。

(業務の調査等)

第11条 委託者は、この契約に係る受託者のPCB廃棄物の処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、受託者に対して、当該処分の状況に係る報告を求めることができる。

- 2 委託者は、受託者に対し、予告無く処分施設におけるPCB廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受託者はその状況について適切な説明をしなければならない。

(業務の終了報告)

第12条 受託者は、委託者が処分を委託するPCB廃棄物処理業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し委託者に提出する。ただし、業務終了報告書は、manifestD票で代えることができる。

(代金支払方法)

第13条 委託者は、受託者の適正な請求書を受理した日から30日以内に代金(「消費税及び地方消費税の額」は含む。)を支払うものとする。

- 2 委託者の責めに帰する理由により、前項に規定する支払が遅れたときは、受託者は、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256条)第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)に定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約保証金)

第14条 契約保証金は免除する。

(契約の解除)

第15条 委託者は、受託者が次の一に該当すると認められる場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に業務を履行する見込みがないとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか契約条件に違反すると認められるとき。
 - (3) 受託者の都合により、この契約の解除の申し出があったとき。
- 2 委託者は、委託者の都合により必要があると認めたときは、受託者の同意を得てこの契約を解除することができる。
 - 3 前各項の規定により、契約の解除をする場合、受託者が委託者から引き渡しを受けたPCB廃棄物の処理を完了していないときは、当該PCB廃棄物を委託者及び受託者双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。
 - 4 受託者は、委託者が第2条の規定により提供した情報により、PCB廃棄物の処分を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、委託者に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、委託者は受託者に当該PCB廃棄物を引き渡してはならない。

(契約期間)

第16条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

- 2 委託者及び受託者は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

(機密保持)

第17条 委託者及び受託者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らし
てはならない。

(反社会勢力の排除)

第18条 委託者は、受託者が次の一に該当すると認められる場合には、直ちにこの契約を解除することができ
る。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人で
ある場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に
実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している
者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年
条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴
力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であ
ると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、
暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極
的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められ
るとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約、資材の購入契約その他この契約関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方
がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を
除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかつ
たとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

2 前項の規定により委託者が受託者との契約を解除し、委託者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完
了していないものがあるときは、委託者の指示により受託者は責任をもって、廃棄物の処分、費用の償還等に
応じるものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行については、札幌市交通局契約規程及び労働基準法、労
働組合法、労働関係調整法、最低賃金法その他の関係法令を遵守するとともに、その他必要な事項については、
委託者及び受託者双方協議のうえ定めるものとする。

令和 年 月 日

委託者	札幌市	
代表者	札幌市交通事業管理者	
	交通局長 梅田 岳	
受託者	住 所	
	商号又は名称	
	職・氏名	

受託者の中間処理後の最終処分(再生を含む。)の場所

1 受託者の再生

別紙

再生品	許可番号	名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)

2 受託者からの再生委託先

廃棄物の種類	許可番号	名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考

3 2からの再生委託先

廃棄物の種類	許可番号	名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考